

指定居宅介護支援事業者が市から指定を受けて介護予防支援を行う際の注意点

※「介護予防サービス計画作成依頼届出書」を提出する前に、地域包括支援センターに情報共有を行ってください。

【介護予防支援と介護予防ケアマネジメントについて】

要支援者のプランは、介護予防サービスを含んだ「介護予防支援」と総合事業サービスのみを利用する「介護予防ケアマネジメント」がありますが、今回、新たに指定事業所として行うことができる業務は「介護予防支援」に限定されており、介護予防ケアマネジメントのプランは作成できません。

そのため、例えば以下のような場合においても円滑なサービス提供ができるよう、あらかじめ、利用者から同意を得たうえで必要な情報共有し、地域包括支援センターへ相談のうえ、「指定介護予防支援（第1号介護予防支援事業含む）業務一部委託に係る契約」の締結を行うなど、注意が必要となります。

利用月	利用するサービス	プラン	必要な届出	担当
8月	通所型サービス（総合事業） 介護予防福祉用具貸与	介護予防支援	介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（※）	A事業所
9月	通所型サービス（総合事業）	介護予防ケアマネジメント 【指定対象外】	介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書	地域包括支援センター （一部委託先事業者を含む）
10月	通所型サービス（総合事業） 介護予防福祉用具貸与	介護予防支援	介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（※）	A事業所

※介護予防サービス計画作成依頼届出書を区役所に提出する際には、大阪市の指定通知書の写しを添付してください。

- 8月分と10月分は、A事業所が「指定介護予防支援事業所」として担当することができますが、9月分は、担当することができません。
- 9月分は、地域包括支援センターが担当することになるため、この場合、8月、9月、10月分のそれぞれにおいて、「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」の提出が必要となります（A事業所は8月、10月分、地域包括支援センターは9月分）。
地域包括支援センターの一部委託先事業者として、介護予防ケアマネジメントとして請求を行う場合は、利用者との地域包括支援センターとの契約も必要となりますので、速やかに地域包括支援センターと連携をとってください。
- ※地域包括支援センターの一部委託先事業者として、介護予防ケアマネジメントも含めて業務を実施する場合、利用者へもその内容を説明のうえ、地域包括支援センターへプラン作成に必要な書類を提供することの同意を得てください。
- ※地域包括支援センターからの一部委託先事業者として担当ができない場合は、「自己作成」として「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」の提出が必要となります。
- なお、今までどおり指定を受けずに指定介護予防支援と介護予防ケアマネジメント双方につき、地域包括支援センターから委託を受けることは可能です。
- また、指定を受けた場合であっても、引き続き、地域包括支援センターから委託を受け、指定介護予防支援と介護予防ケアマネジメントを実施することも可能です。
- 介護予防支援の適切・有効な実施のため必要があるときは、地域包括支援センターへ助言を求めることができます。